

部落差別解消推進法第6条に基づく

部落差別実態調査の意義と課題

内田 龍史

1. はじめに

情報化社会の進展にともない、インターネット上における被差別部落（以下、部落と略）・部落出身者の身元暴きや、部落に対する偏見情報の広がりなどに対応するため、2016年12月16日、部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法と略）が制定・施行された。同法第6条は「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」としており、部落差別解消のための有効な施策の実施のためにも、国による実態調査が早々に実施され、結果が公表されることが期待されていたが、同法の成立から3年以上経過した2020年6月、ようやく国（法務省人権擁護局）から「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（以下、「6条調査」報告書と略）が発表された。

すでに「6条調査」については奥田（2020）・北口（2020）・内田（2020a）・内田・妻木・齋藤（2020）などによって部落差別の対象となりうる当事者調査が行われていないことから、部落差別の実態を捉えるには不十分であるという批判がある。また、当事者調査が行われない背景に、具体的な部落との直接的な接触を回避する「認識論的隔離」を行いつつ、部落と部落差別の存在を国が管理する体制があり、それは1986年の地域改善対策協議会「今後における地域改善対策（意見具申）」以来の国の認識だと分析する

友常（2021）や、新自由主義政策を見る廣岡（2021）らによる「生政治」の観点からの分析など、さまざまな批判や検討が既に出ている。

本稿では、これらの批判を踏まえたうえで、部落差別解消推進法制定の背景（2節）、「6条調査」の前提となった「部落差別解消推進法6条の調査に係る調査研究報告書」（以下、「センター調査」と略）の紹介（3節）、「6条調査」の意義（4節）の一端を示す。さらに、「6条調査」の前提となった「新たな差別を生みかねない」というロジックの背景（5節）を見た後、差別論から見たこのロジックの検討を行い（6節）、その帰結と簡単ではあるが、新たな部落差別実態調査の方向性（7節）を示したい。

2. 部落差別解消推進法制定の背景と「6条調査」

部落差別解消推進法成立の背景は奥田編著（2017）などに詳しいが、同法第一条に「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とあるように、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という現状認識がある。

部落差別は、およそ100年前の1922年に創立された全国水平社や水平運動による被差別当事者からの差別の告発以前は、「日本社会」のマジョリティにとっては差別として認識されていない状況だったと推測される。そうした状況から鑑みると、数多の取り組みの進展によって、後に紹介するように現時点においては少なくとも部落差別が不当な差別であることを認識している人が多数を占めており、この100年間で大きく改善したと言えよ

う。ただし、近年においても結婚差別（齋藤，2017）や差別発言、差別落書き、さらには身元調べなどが少なからず生起している（内田・妻木・齋藤，2017）。また、事件というかたちで実際に表面化する部落差別事象は氷山の一角と推測されるのであり、実態把握と対応をめぐることは、告発・事実確認・停止の困難が指摘されている（内田・妻木・齋藤，2020）。

さらに同法が指摘するように、情報化の進展に伴ってインターネット上で部落（人・土地・運動・団体・関係者）へのマイナスイメージの流布、差別扇動、身元暴きなどが生じている。インターネット上の部落問題言説として典型的なものは、具体的には①「えせ同和行為・ヤクザ」②「逆差別」、③「寝た子を起こすな」、俗流に言えばそれぞれ①こわい、②ずるい、③だまっとけ、といった三つであり、これらが部落の表象として簡単に入手できてしまう状況になっている（内田，2019）。

こうした状況に対応するために、6条からなる同法は、部落差別のない社会を実現することを目的（1条）とし、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう務め（2条）、国及び地方公共団体にそのための施策の責務があることを明記（3条）したうえで、国は地方自治体と適切に役割分担し、地域の実情に応じつつ相談活動の充実を図り（4条）、教育及び啓発を行い（5条）、部落差別の実態調査を行う（6条）とする構成となっている。そして同法6条を受けて部落差別の実態を把握するための調査が実施され、2020年6月、法務省人権擁護局が「6条調査」報告書を公表したのである。

3. 当事者不在の「センター調査」報告書の提言

「6条調査」を実施するにあたり、法務省は2017年度に公益財団法人人権教育啓発推進センターに対して同法に基づく調査の内容・手法等に関する調査研究事業を委託した。調査結果は、2018年3月に「部落差別解消推進法6条の調査に係る調査研究報告書」（以下、「センター調査」報告書と

略)としてまとめられていたが、その存在は伏せられており、「6条調査」報告書の公表とともに法務省のホームページで公開された。

「センター調査」報告書は、部落差別を把握するために、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査、④一般国民に対する意識調査の4つの調査を実施すべきと提言した。そして、実際にそのとおりに調査が実施されることとなったのである。

「6条調査」に対する最大の批判は、被差別の当事者調査の不在であり、先に見たような多くの論者によってその不備が指摘されている。通常、被差別マイノリティに対する差別の実態調査を実施するにあたっては、被差別当事者の経験を丁寧に把握することが求められるが、「6条調査」にはそれが無いのである。なぜそれが無いのかと言えば、「6条調査」ないしはその前提となる同法の付帯決議に「当該調査により新たな差別を生むことがないように留意」という文言があるからである。以下では、「センター調査」報告書をもとに、当事者調査が採用されなかった背景を追ってみよう。

同法の参議院法務委員会附帯決議の三に「部落差別の実態に係る調査を実施するにあたっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」という文言がある。これは、法の発議者らから、「部落差別を受けた人や地域を個別に特定するような調査を挙げてこの方法を採用すべきでない」と説明」（人権教育啓発推進センター、2018：27）があったためである。そのため、「センター調査」で検討を行うために組織された有識者会議においても、「新たな差別を生まないためにはいかなる方法の調査であっても、人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要であるとの結論に達した」（人権教育啓発推進センター、2018：29）¹⁾のである。

実は、「センター調査」では、民間運動団体に調査手法に関する聞き取りを行っている。名称は伏せられているがおそらく部落解放同盟だと推測さ

れる団体からは、出身者からの聞き取り、国勢調査や自治体などの行政データ（ママ）の活用による生活実態調査を行うべきであるとの提言が行われている。また、全国地域人権運動総連合だと推測される団体からは、同和地区や同和関係者とのレッテルが貼られ固定化される、行政上特定不可能である、プライバシー侵害にあたるといった懸念が示され、真っ向から対立する主張となっていた。

これらの聞き取りも踏まえた結果、「センター調査」では先に示した①②の調査を採用することにした。その理由は、これらの調査によって「間接的にではあるが、差別事例を把握することができ、新たな差別を生まず、かつ、中立公平を保ちながら事実としての部落差別の把握につなげることが可能」（人権教育啓発推進センター，2018：37）だという判断からである。

もちろん、当事者調査をまったく検討しなかったわけではない。しかし、「部落差別の被害に遭っている人とそうでない人とを区別して、別々にこの問題についての意識を調査するという方法も考えられるものの、これまで述べたとおり、部落差別の被害者という属性を有する人を特定して調査を行うことは新たな差別を生みかねず妥当でない。そうすると、人や地域を特定する形ではなく、国民一般を対象とした意識調査を実施するのが相当であると思われる」（人権教育啓発推進センター，2018：37-38）という方針で当事者調査を否定し、「間接的にではあるが」、①と②の差別事例調査、部落差別解消推進法1条の認識に基づく③のインターネット上の部落差別の実態に係る調査、さらには同法1条・2条の認識に基づく④の一般国民に対する意識調査が実施されることになったのである。

4. 「6条調査」結果の概要と意義

「6条調査」の結果については、北口（2020）、友永（2021）、部落問題研究所編（2020）の特集などによる紹介や検討があるが、本稿でも結果の概要とその意義を簡単に述べておきたい。「6条調査」は被差別の当事者に対

する直接の調査が行われていないという限界はあるものの、上述した4つの調査によって近年における部落差別の一端を明らかにしている。

①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査から、2015～2017年のあいだに部落差別に関する人権相談が年400件程度、2013～2017年のあいだに人権侵犯事件が年に100件前後あったことが明らかになっている。その内容は、1：結婚・交際に関する差別、2：雇用差別、3：正当な理由のない身元（戸籍）調査、4：差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む）、5：特定個人に対する誹謗中傷、6：識別情報の摘示の6つに分類され、その他として施策等に関する要望・意見・疑問なども含まれている。

②地方公共団体が把握する差別事例の調査からは、2013～2017年の相談件数は年間2,039～2,367件あり、内容は「その他」が最も多く、続いて「差別表現」が多くなっており、そのうちの「インターネット」が増加傾向にある。教育委員会においては同期間の相談件数が年間133～259件で増加傾向、内容は「差別表現」が最も多く、続いて「その他」が多くなっており、こちらもそのうちの「インターネット」が2016年以降増加していることが明らかにされている。

③インターネット上の部落差別の実態に係る調査は2019年6月1日～28日までのあいだに検索が実施され、そこで抽出された部落に関する情報は、1：識別情報の摘示、2：特定個人に対する誹謗中傷、3：不特定者に対する誹謗中傷、4：1～3のいずれにも該当するとは認め難いものに分類されている。1：識別情報の摘示は111ページあり、「同和地区 wiki」「部落探訪」といった特定のウェブサイトで多数を占め、UU（述べ閲覧者、2018年6月から1年間）数も多いことが明らかになっている。2：特定個人に対する誹謗中傷は29ページあり、政治家・芸能人のアウティングが主な内容である。3：不特定者に対する誹謗中傷は113ページあり、Q&A サイトでの特定地域を対象とするものが代表的である。4：1～3のいずれにも該当するとは認めがたいものは554ページあり、国・地方公共団体、学術論文、

解説、報道などの情報である。また、これら部落に関する情報の閲覧者に対する調査も実施されており、部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧した記憶のある人のうち、その目的は「引越し先」(9.7%)、「交際相手・結婚相手の出身地」(6.6%)、「近所の人出身地」(5.1%)、「求人応募者の出身地」(2.6%)を調べるためであることから、これらは差別を目的として使われたと可能性が高い。

④一般国民に対する意識調査は、全国1万サンプルの抽出調査で国民に対して2019年8月に実施されたもので、全国的な部落問題意識の現状把握調査として有益であり、地域(ブロック)別の現状把握が行われていること、旧同和地区出身が「気になる」といった意識に対し、教育・啓発の効果が指摘されているなどの特徴がある。ここでは問題解決のための前提となる、部落差別・同和問題の認識に関する結果のみ紹介しておきたい。

本調査では、部落差別等の同和問題の認識について、三つの設問を用い

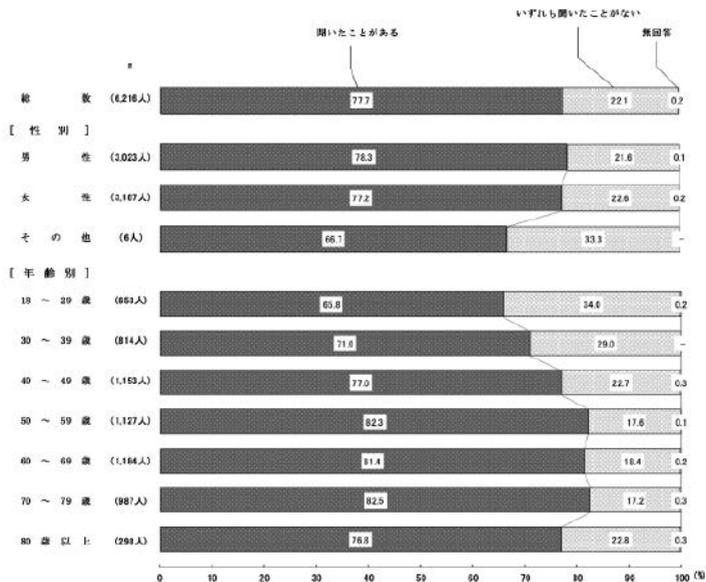


図1 部落差別(同和問題)の認知度(N=6,216)(法務省, 2020:108)

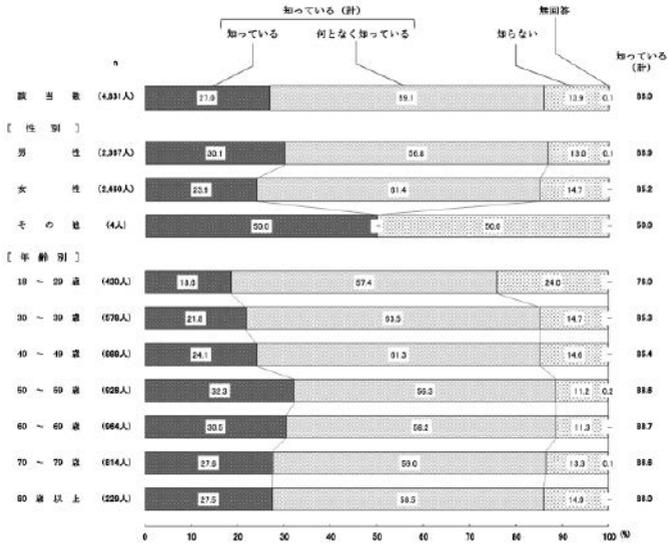


図2 部落差別（同和問題）の理解度（N = 4,831）（法務省，2020：111）

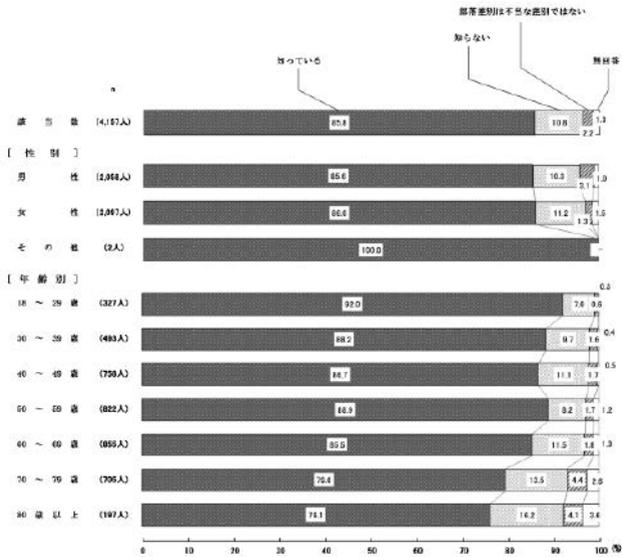


図3 部落差別（同和問題）の捉え方（N = 4,157）（法務省，2020：114）

て把握されている。まず、図1は、「あなたは、「部落差別」又は「同和問題」という言葉を聞いたことがありますか」という認知についての回答結果であり、「聞いたことがある」が77.7%、「いずれも聞いたことがない」が22.1%となっている。年齢階層別に見ると、最若年層の18～29歳で「いずれも聞いたことがない」が34.0%とその割合が最も高く、50歳代以下では若年になるほど「いずれも聞いたことがない」割合が高くなっている。

「聞いたことがある」人には、「あなたは、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか知っていますか」と、その理解度をたずねている。結果は図2のとおりであり、「知っている」が27.0%、「何となく知っている」が59.1%、「知らない」が13.9%となっている。年齢階層別に見ると、最若年層の18～29歳で「知らない」が24.0%となっており、他の年齢階層と比べて顕著に割合が高い。

さらに「知っている」「何となく知っている」と回答した人には、「あなたは、部落差別が不当な差別であるのを知っていますか」と、その捉え方をたずねている。図3はその結果であり、「知っている」が85.8%、「知らない」が10.8%、「部落差別は不当な差別ではない」が2.2%である。年齢階層別に見ると、おおむね若年になるほど「知っている」割合が高くなる。

これらの結果から二点を指摘しておきたい。まず、「部落差別が不当な差別であるのを知っている」ことは、部落差別を撤廃するための前提となる認識であるが、認知度（聞いたことがある）×理解度（知っている）×捉え方（知っている）を乗ずると、その全体での割合を試算できる。結果は $77.7\% \times 86.0\% \times 85.8\% = 57.3\%$ となり、過半数はそのような認識を持っていると推測できる。しかし、18～29歳の最も若年層では、 $65.8\% \times 76.0\% \times 92.0\% = 46.0\%$ となり、過半数を切る。何らかの社会問題を解決するためには、その問題性を多くの人が認識し、改善に向けて行動に移すというプロセスが不可欠である。内田（2016）でも指摘したが、2002年3月の同和対策事業に関する一連の特別措置法の期限切れ以降、学校教育において部落問題学習の機会が減少してきたと考えられ、この結果は、部落差別の

不当性を認識するきっかけが、若年で失われつつあることを物語っている。

他方で図3に示すように、最若年層において認知しており知っているとする層では、他の年齢と比較しても部落差別を不当であると捉える割合は高い。すなわち、若年層ではそもそも部落差別や同和問題を知らない層が増えているが、知っている層に限れば「不当な差別である」と認識している割合が高く、二極化していることが読み取れる。なお、本調査において、部落差別が不当な差別であると認識している層は、人権問題についての受

表1 部落差別（同和問題）の捉え方と人権問題についての受講経験・部落差別解消のための啓発の経験（法務省人権擁護局，2020：116）

	該当数	(部落差別が不当な差別であるのを)知っている	(部落差別が不当な差別であるのを)知らない	部落差別は不当な差別ではない	無回答
【 総 数 】	4157	85.8	10.8	2.2	1.3
問1〔人権問題についての受講経験〕					
受けたことがある	2307	90.2	6.8	2.0	0.9
受けたことがあるが場所覚えていない	344	86.0	10.5	2.9	0.6
受けたかどうか覚えていない	634	82.2	15.1	1.3	1.4
受けたことはない	853	76.6	18.2	3.0	2.2
無回答	19	73.7	10.5	-	15.8
受けたことがある（計）	2651	89.7	7.3	2.2	0.8
問1-5（1）〔部落差別解消のための啓発の経験（イベント等）〕					
3回以上参加した	365	94.2	3.8	1.6	0.3
1～2回参加した	437	91.8	5.0	1.8	1.4
参加したことはない	3305	84.3	12.3	2.3	1.2
無回答	50	70.0	12.0	4.0	14.0
問1-5（2）〔部落差別解消のための啓発の経験（広報紙・パンフレット等）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	368	95.1	2.7	2.2	-
1～2種類読んだり、見たりした	1141	90.5	6.8	1.7	1.0
読んだり、見たりしたことはない	2578	82.8	13.5	2.4	1.4
無回答	70	70.0	17.1	4.3	8.6
問1-5（3）〔部落差別解消のための啓発の経験（新聞・雑誌・書籍）〕					
3種類以上読んだり、見たりした	390	94.6	2.8	2.6	-
1～2種類読んだり、見たりした	1270	91.3	5.6	1.7	1.4
読んだり、見たりしたことはない	2437	81.8	14.6	2.3	1.2
無回答	60	73.3	13.3	3.3	10.0
問1-5（4）〔部落差別解消のための啓発の経験（インターネット）〕					
3回以上見た	207	93.2	2.9	3.9	-
1～2回見た	383	91.6	5.7	1.3	1.3
見たことはない	3491	85.0	11.7	2.1	1.2
無回答	76	73.7	13.2	3.9	9.2
問1-5（5）〔部落差別解消のための啓発の経験（テレビ・ラジオ等）〕					
3種類以上、見たり聞いたりした	419	93.6	3.8	2.1	0.5
1～2種類見たり聞いたりした	1483	90.2	6.7	1.8	1.3
見たり聞いたりしたことはない	2194	81.9	14.6	2.4	1.0
無回答	61	65.6	16.4	3.3	14.8

講経験や部落差別解消のための啓発の経験が多い傾向がある（表1）。この結果から改めて、部落差別に関する教育・啓発を推進する必要性を指摘できる。それは同法第5条の趣旨にもかなうものでもある。

5. 「新たな差別を生みかねない」というロジックの背景

さて、前節で見たように、部落差別事象や部落差別に関する意識や経験の一端を明らかにした「6条調査」であるが、不可欠と思われる当事者調査がなげゆえなされなかったのかについて、先に「人や地域を特定すること」が「新たな差別」を生みかねないからであることを指摘した。実は、法務省（国）のこのような認識は決して新たなものではなく、それ以前の「依命通知」にも見られるロジックであり、それに基づけば、「人や地域を特定すること」自体が差別であると判断されているように読み取れる。

法務省は、2018年12月27日、インターネット上で生じている部落差別事象に対応するために「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（以下、「依命通知」と略）を出している。かつて同省は、2004年10月22日、法務省人権擁護局調査救済課長による「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について」（法務省権調第604号法務局人権擁護部長，地方法務局長宛）を出し、「不当な差別的取扱いをすることを助長し，又は誘発する目的」が存する場合に削除要請等の措置の対象としていた。しかし新たな「依命通知」では、「特定の地域が同和地区である，又はあったと指摘する情報の中には，差別解消目的を標榜し，紀行文の体裁をとっているものもあるところ，従前，この種の情報については，助長誘発目的が必ずしも明らかでないとして，削除要請等の措置の対象としないことが多かった」ことから、「以下のとおり，部落差別の特殊性を踏まえると，このような運用は，見直す必要がある」とする。すなわち、「部落差別は，その他の属性に基づく差別とは異なり，差別を行うこと自体を目的として政策的・

人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。」「このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る」とする。結果、「現在の運用では、原則として、差別助長誘発目的の有無を問わず、削除要請等の措置の対象としている」（人権教育啓発推進センター、2018：9）のであり、「依命通知」の結論としては、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべき」とするのである。

こうした措置は、その情報が差別に該当するかどうか内容を判断することなく即座に削除要請をかけられるという意味において、本人の同意なく部落や部落出身者の身元を暴くアウトティング対策としての有効性がある。ただし、大きく2点の問題があるように思われる。第一に、例外として、「特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報であっても例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない。例えば、学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合や、社会通念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等である」としている。筆者のような研究者の立場からすればまっとうな例外ではあるが、差別を目的とする情報であっても、表向きは人権啓発や調査研究目的と称された場合にはその判断が難しくなり、実質的に削除できず、そのようなアウトティングには対応できていない現実がある。

第二に、部落差別は「本来的にあるべからざる属性に基づく差別」という認識が妥当かどうかという点である。実は、部落解放をめぐる論議については、「部落民からの解放」か、「部落民としての解放」かという対立す

るふたつの方向性があり（部落解放・人権研究所編，1999）、部落解放運動団体間でも認識がわかれている。部落解放運動の主流を占める部落解放同盟は、部落差別を撤廃するための主体として、「社会的立場の自覚」という言葉を用いて「部落民」であることの自覚と誇りを部落出身者に求めてきた（内田，2020b）。それゆえ、「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在している、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである」（「部落解放同盟綱領」2011年3月4日／第68回全国大会決定）と述べ、「部落民」であることそのものを否定するものではない²⁾。

他方で、1976年に部落解放同盟から分裂して結成された全国部落解放運動総連合は、日本共産党と連携しつつ、部落問題の本質を封建的身分の残滓と捉える立場から「国民的融合」を目指してきた。この立場からすれば、封建的身分に基づく部落という認識は本来的にあるべからざるものであり、「部落民アイデンティティ」なるものは虚構（杉之原，1999）として、払拭されるべきものとなる。実際に当団体は2004年に「部落」の文字を削除して解散し、あらたに全国地域人権運動総連合を結成している。「依命通知」に見られる部落差別を「本来的にあるべからざる属性に基づく差別」とする認識や、それに基づく「センター調査」は、この見解に沿って調査のあり方を提言したと考えることができよう。あるべからざる属性として「人や地域を特定すること」自体が、差別を生むという捉え方である。

6. 差別論から見た「新たな差別を生みかねない」 というロジックの検討

本節では、部落差別を「本来的にあるべからざる属性に基づく差別」とする認識について、差別の定義（差別論）に立ち返って検討したい。

まず、差別の定義として引用されることの多い Memmi (1982 = 1996)

は、その定義を「現実のあるいは架空の差異に、一般的、決定的な価値付けをすることであり、この価値付けは告発者が自分の攻撃を正当化するために、被害者を犠牲にして自分の利益のために行うものである」とする。

また、福岡(2012)は、『現代社会学事典』において「差別」を以下のように定義しており、「ひとくくりにして行われる差別」(「差別の形態A」とする)と、「いるのにいないことにする差別」(「差別の形態B」とする)の、二つの異なる形態を指摘する。

社会におけるマジョリティ／マイノリティ関係を背景にして生ずる「遠ざけ」(忌避、排除)および、もしくは「見下し」(侮蔑、賤視)の意識、態度、表現、行為、そして、その帰結としての社会的格差のある生活実態を、社会的差別という。差別される側は、なんらかのある属性に対して、それがスティグマをなすものとして意味づけられ、有徴化されることによって、ひとつのカテゴリーとして構成される。わが国でいえば、「女性」、「部落」、「在日韓国・朝鮮人」、「アイヌ」、「障害者」、「ハンセン病患者・元患者」、「同性愛者」等々。一旦社会的マイノリティとしてのカテゴリーが形成されると、マジョリティの側はそのカテゴリーの境界の曖昧さにもカテゴリー内の多様性にも無頓着に差別を行うものである。同時に、しばしば、そのような存在者は「いる」のに「いない」ことともされがちである。したがって、社会的差別への対処の方法としては、ある1つの社会的属性を取り出してひとくくりにして差別するなということと、その属性はその個人のさまざまな社会的属性の1つとしてあるのだから、きちんと認識しろという、二正面作戦が欠かせないと考えられる。

これら Memmi と福岡の「差別の形態A」に照らし合わせると、差別とは、その対象となる個々人の特性を無視して、そのカテゴリーや属性に基づいて差異化(「われわれとは異なる」と認識)することに加えて、序列化(見下し)と排除(仲間はずれにする)を伴い、当該マイノリティに不利益を、マジョリティに利益を与える社会現象とまとめることができよう。差

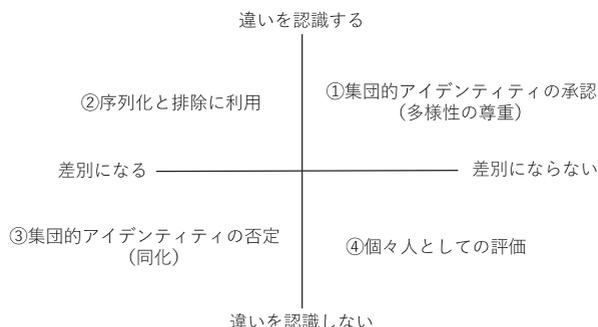


図4 差異化と差別

別についてのこうした理解は一般的なのではないと思われる。

他方で、福岡の「差別の形態B」の視点を導入すれば、差異化と差別の関係は、より広がりを持つように思われる。つまり、「差別の形態B」の視点は、「われわれとは異なる」と認識することが、むしろ集団的アイデンティティの否定となって差別になることがある、という問題提起が含まれる。

図4は、これら差異化と差別との関係を示したものである。通常差別と認識されるものは、図4の②にあたるものであり、差異を序列化と排除に利用するものである。そのような差別への対応として「ある1つの社会的属性を取り出してひとくくりにして差別するな」という方向性が求められるのであり、カテゴリーや属性ではなく図4の④個々人として人を評価することがその処方箋として示されることになる。

他方で先に指摘したように、図4の③「われわれとは異なる」と認識することが、差別になる（集団的アイデンティティの否定になる）こともある。例えば、植民地支配などによって支配された側の言語や文化を取るに足りないものとして根絶やしにし、同化を強要してきた事実を典型事例として見出すことができるだろう。さらには、マイノリティの存在を無視し、それらの人々のマジョリティを前提とする主流社会への社会的・政

治的参加の機会を保障しない事態や、差別があるのにないものとして取り扱われることもこの象限に該当すると考えられる。そのような差別への対応として、「[「いる」の]に「いない」ことに」せず、「その属性はその個人のさまざまな社会的属性の1つとしてあるのだから、きちんと認識しろ」という方向性が求められるのであり、図4の①集団的アイデンティティの承認や多様性の尊重、さらには差別や不平等を克服するための「ターゲット型政策」(岩田, 2004)がその処方箋のひとつとなりうるのである。

このような差異化と差別の関係を、部落差別に採用した場合、どうなるだろうか。②のように、部落という差異を序列化と排除に利用した場合、それは明らかに部落差別であろう。では、③の集団的アイデンティティの否定(実質的にはマジョリティへの同化)は部落差別であると認識されているだろうか。このような思考実験から確認できることは、依命通知が指摘するような「本来にあるべからざる」とされるのは差別であり、差異あるいは属性ではないという視点である。「依命通知」の前提となる認識は、それを知ってか知らずか、差異化=差別(序列化・排除)であるとして、差異と差別を混同し、部落民としての(肯定的な)アイデンティティをも「本来にあるべからざる」ものとして抹殺しようと志向する。

水平社を起源とする被差別の当事者運動としての部落解放運動は、「身分的共同利害」「身分的意識」(松本治一郎・部落解放全国委員会, 1948:10)という差異に基づいて運動を組織化してきた事実がある。そうした身分的共通感情に基づく「部落民」としての集団的アイデンティティは、差別への抵抗として獲得され継承されてきた(内田, 2020b)。自らを「部落民」と認識する人は実存するのであり、そのことを「本来にあるべからざる」ことにすることは、当該個人のアイデンティティを無視し、「[「いる」の]に「いない」ことに」する「差別の形態B」の典型ではなからうか。

確かに、「部落」という指標は差別の根拠として用いられることが多いことから、「依命通知」に基づき、インターネット上のそれらの情報の一律削除を実現することで、アウトティングを防ぐことはできるだろう。しかしな

が「本来的にあるべからざる属性」という認識のもとでのその営為は、当事者自らが「部落民」であること、部落にルーツを持っていること、自らのふるさとを明らかにするといったカミング・アウトをも抑制することになりかねない。なぜならこれらも識別情報の摘示に該当するからである。

伊野（2012）によれば、カミング・アウトは、外見上からは認識されない同性愛者が、異性愛が当たり前とされる社会にあって、①同性愛者である自分を自己受容するために行うものであり、そのうえで②周囲との関係性の再構築を模索する営みであり、差別を生み出す、筆者なりに言い換えれば、スティグマをスティグマとさせない③社会変革につなげていく政治的行為として概念化されてきたとする。部落解放運動や解放教育運動の現場においても、かねてから「部落民宣言」などのカミング・アウトを促す教育実践が取り組まれてきたが、その目的は同様であろう（例えば住田、2010など）。スティグマをスティグマとさせない社会変革を目指す営みがある／あったことを丁寧に周知することなく、これらの営みをもアウトイング対策の範疇に入れてしまえば、外見上マジョリティ「日本人」と変わることはなく、不可視化されやすい特徴を持つ部落の人びとの存在を、「いる」のに「いない」ことに」する傾向に拍車をかけてしまわないか。

7. 「新たな差別を生みかねない」というロジックの帰結

それでは、差異化と差別を混同する「新たな差別を生みかねない」というロジックを貫徹した先に、どのような未来が待っているのだろうか。

まず、部落・同和地区は「本来的にあるべからざる属性」であるので、具体的な識別情報を提示することはレッテル貼りであり、差別となろう。また「部落」「部落出身者」「同和地区」等のことば自体の仕様も「本来的にあるべからざる属性」に基づくために避けられるだろう。さらに、部落差別の研究者・部落差別を取り扱うメディアも、「本来的にあるべからざる属性」を公表したり、報道するわけであるから、差別を生み出す行為とな

る可能性が高い。さらには、部落出身であることを名乗る人、部落解放を名乗る運動団体をも、「本来的にあるべからざる属性」を名のるべきではないとして沈黙を余儀なくされるだけでなく、カミング・アウト自体があつてはならないこととされ、差別とされる可能性も否めない。

つまりその帰結は、「本来的にあるべからざる属性」の情報を提示する運動団体・研究者・メディア、そしてその当事者と名乗る人々こそが差別を生み出しているという転倒を生じさせることで、当事者の告発の声を塞ぎ、マジョリティによる差別の忘却を促すことでの問題解決の志向である。

ちなみに社会心理学の知見に基づけば、差別や偏見の解消には偏見の自己制御とともに、接触仮説が有効であることが指摘されている（浅井, 2018）。つまり、一定の条件のもとで、カテゴリーが識別された状況でのマジョリティのマイノリティとの出会いが、マジョリティの偏見を解消するというものである。そしてその知見は、接触仮説の初発の検討事項であった人種・民族関係のみならず、部落問題においても同様に機能する（内田, 2020b）。はたしてそのような知見を無視し、「認識論的隔離」（友常, 2021）によって「部落」あるいは「部落民」という具体的な存在に触れることなく、忘却によって部落差別を撤廃することは可能なのだろうか。

なお、「6条調査」報告書の「終わりに」において、「本調査は、部落差別解消推進法第6条に基づいて行われた調査としては初めてのものであり、今回の調査手法等は確立されたものではない」（法務省人権擁護局, 2020: 189）と言明されている。法がある限り、今後も何らかの形で部落差別の実態把握調査は行われるであろうが、「新たな差別を生むことがない」ことを大前提とした「人や地域」を対象とする効果的な調査方法を検討することが求められよう。例えばそれは、他のマイノリティの人々への差別実態調査として行われているような、当事者団体や関連研究団体・諸機関を通じての調査や、インターネット調査での情報収集などであり、これまでもそうであったように、どれだけ差別のリアリティに迫れるかどうか、「差別の現実から深く学ぶ」ことができるかどうかを鍵となるだろう。

付記：本研究はJSPS科研費JP18K02034ならびにJP19K02048の助成を受けたものです。

注

- 1) なお、調査方法を検討する主体となる有識者会議には部落問題に関する業績のある専門家がみあらず、部落差別の実態把握を目的とする有識者選定の正当性については疑問符がつく。
- 2) 「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。」とうたう「水平社宣言」(1922年)も想起されたい。北口末広も、「部落差別撤廃の取り組みは、被差別部落や同和地区をなくすことや隠すことではなく、被差別部落出身を隠すことでもない。被差別部落に生まれ育ったことや被差別部落出身であることを何のためらいもなく堂々と公にできる社会を築くこと」(北口, 2020: 7) だとしている。

文献

- 浅井暢子, 2018「偏見の低減と解消」北村英哉・唐沢穰編, 2018『偏見や差別はなぜ起る? —心理メカニズムの解明と現象の分析』ちとせプレス: 73-93.
- 部落解放・人権研究所編, 1999「解放理論に関する議論(諸説)を考える」『部落解放研究』130号: 2-42.
- 部落問題研究所編, 2020「特集 法務省「部落差別の実態に係る調査結果」の検証」『人権と部落問題』942号: 6-44.
- 北口末広, 2020「法務省実態調査報告書の不十分点と結果から見えてきた課題—差別事例調査とインターネット調査結果を中心に」『部落解放研究』213号: 2-43.
- 廣岡浄進, 2021「都市の再開発と同和地区のジェントリフィケーション政策—新自由主義と部落差別解消推進法情況」『部落解放研究』214号: 39-62.
- 福岡安則, 2012「差別」大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編著『現代社会学事典』弘文社: 486.
- 法務省人権擁護局, 2020『部落差別の実態に係る調査結果報告書』.
- 伊野真一, 2012「カミング・アウト」大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編『現代社会学事典』弘文堂: 209.
- 岩田正美, 2004「新しい貧困と「社会的排除」への施策」三浦文夫監修『新しい社会福祉の焦点』光生館: 235-259.
- 公益財団法人人権教育啓発推進センター, 2018『部落差別解消推進法6条の調査に係る調査研究報告書』.
- 松本治一郎・部落解放全国委員会, 1948『部落解放への30年』近代思想社.
- Memmi, Albert, 1982, *Le racisme : description, définition, traitement*, Paris: Gallimard (= 菊地昌実・白井成雄訳, 1996『人種差別』法政大学出版局).

- 奥田均編著, 2017『ガイドブック 部落差別解消推進法』解放出版社.
- 奥田均, 2020「調査の基本認識を問う—部落差別解消推進法第六条に基づく調査を受けて」『部落解放』795号: 90-98.
- 齋藤直子, 2017『結婚差別の社会学』勁草書房.
- 杉之原寿一, 1999『部落解放の「虚構理論」批判』部落問題研究所.
- 住田一郎, 2010「カミングアウト（部落を名乗る）の意味について」『関西大学人権問題研究室紀要』60号: 17-70.
- 友永健三, 2021「法務省人権擁護局の『部落差別の実態に係る調査結果報告書』を読む」『部落解放』解放出版社: 70-84.
- 友常勉, 2021「生政治と同和行政・人権行政」『部落解放研究』214号: 4-25.
- 内田龍史, 2016「近年の部落問題意識の現状と人権教育・啓発への示唆—「人権（問題）に関する意識調査」結果を手がかりに」『人権教育研究』16号: 1-17.
- 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子, 2017「部落問題のいま—部落解放・人権研究所編『被差別マイノリティのいま—差別禁止法制定を求める当事者の声』200-244.
- 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子, 2020「部落差別事象の現状把握と対応をめぐる諸課題」『部落解放研究』213号: 44-68.
- 内田龍史, 2019「部落差別の生成と変容—「逆差別」意識に着目して」『社会学年報』（東北社会学会）48号: 31-43.
- 内田龍史, 2020a「部落差別を把握するための調査の課題—「六条調査」の意義と問題点」『ヒューマンライツ』393号: 11-12.
- 内田龍史, 2020b『被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係』解放出版社.